

参議院通商産業委員会會議録第五十七号

昭和二十七年六月二十七日(金曜日)午
前十一時二十分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 松本 昇君
結城 安次君

委員

中山 三六君
重宗 雄三君
中川 以良君
小林 孝平君
小松 正雄君
島 清君
境野 清雄君
西田 隆男君
石川 清一君

委員外議員

衆議院議員

國務大臣

通商産業大臣

政府委員

公正取引委
員会委員長

公正取引委
事務局総務部長

通商産業
政務次官

通商産業省
商機局長

中小企業庁
振興部長

事務局員

常任委員

会専門員

林 誠一君

山本友太郎君

小田橋貞寿君

松尾 金蔵君

佐枝 新一君

本間 俊一君

古内 広雄君

横田 正俊君

南 好雄君

永井純一郎君

石川 清一君

常任委員 山本友太郎君
会専門員 小田橋貞寿君

本日の会議に付した事件

○航空機製造法案(内閣提出、衆議院
送付)

○特定中小企業の安定に関する臨時措
置法案(衆議院提出)

○委員長(竹中七郎君) 只今より通商
産業委員会を開きます。

先ず航空機製造法案を議題といたし
ます。御質疑のおありのかたは御発言
を願います。

別に御発言もないようでありますか
ら、本案に対する質疑は終了したものと
認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないも
のと認めます。

それではこれより討論に入ります。

○中川以良君 私は本法案に賛成をい
たすものでございます。即ち日本再建
途上における今後の航空機及び航空機
用の機器の生産技術の向上を図り、更
にこれらの性能を確保いたしまして、
併せて航空機工業の健全なる発達をい
たしますために、本法案の今後の運
用に対しまして多大の期待をするもの
であります。ただここに私は特に附帯
条件として申上げたいことは、今後の
日本の航空機の製造に對しましては、
ただ単にこの法律の運用のみならず、
将来は適切な助成措置はどうしても
なされなければならないと存じます。こ

の面におきまして、特に政府において
は今後の助成政策を確立せられんこと
を望む次第でございます。

又もう一つには、この法律の運用に
當りましては、私どもが最も懸念いたし
ますことは、運輸省と通産省との関
係でございます。ややともいたしま
するならば二重行政が行われる懸念が
多分ございまして、この点は過般の関
議において決定になった通りに、政府
といたしましては、この行政面の一
元化をはつきりと確立をせられまし
て、産業界が二重行政のために非常に
迷惑を来たすというようなことがない
ように、特にこの辺御注意を頂きたい
と存じます。然るが故に私は本法案
が可決せられますと共に附帯決議を
提案をいたしまして、この二つの条件
に對する附帯決議の本委員会にお
ける採決をお願いを申上げたいと存じ
まして、この条件を付しまして私は本
法案に賛成をいたすものでございませ
んか。別に御意見もないようござい
ますから、討論は終結したものと認
めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないも
のと認めます。それではこれより採決
に入ります。航空機製造法案につきま
して採決いたします。本案を原案通り
賛成のかたは御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中七郎君) 多数と認めま
す。よつて多数を以ちまして可決され
ました。

次に、先刻討論中に中川君より提案
されました附帯決議の朗読を願いま
す。

○中川以良君 先ほど討論中に申上げ
ました附帯決議に對しまして、先ず最
初にこの附帯決議を朗読をさして頂
きます。

附帯決議

参議院 通商産業委員会

一、戦後諸外国における航空機工業
の進歩は、目覚ましいものがあるの
で、七年の長きに亘つて休止を余
儀なくされたわが国航空工業の再
建は、誠に容易ならざるものがある。

然しながら、航空機工業は、一
国の文化、産業の尺度であり、こ
れが確立促進は、わが国将来のた
め絶対必要なもの認められるの
で、政府は、速にこの工業再建の
ため、強力且つ適切な助成措置を
講ずべきこと。

二、航空機工業は、素材、設備、技
術の各方面を通じて最高度の水準
を要求される産業であるから、こ
の航空機工業に対する行政は、徒
らに無用の干渉乃至二重の監督に
より企業の発展を妨げることなか
らしむると共に進んで関連生産部
門との調和を図り、素材より製品
迄一貫した総合生産行政の実行を
確保する措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(竹中七郎君) 只今提案され

ました附帯決議を付することに對しま
して賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中七郎君) 多数と認めま
す。よつて本案は附帯決議を付して可
決すべきものと決定いたしました。

なお本会議におきます委員長長の口
頭報告の内容等、事後の手續は慣例に
よりまして委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと
認めます。

次に本案を可とされましたかたは、
例により順次御署名を願います。

多数意見者署名

松本 昇 結城 安次
中山 三六 中川 以良
小松 正雄 島 清
境野 清雄 西田 隆男
石川 清一 重宗 雄三

○委員長(竹中七郎君) 次に特定中小
企業の安定に関する臨時措置法案を議
題といたします。

○小林孝平君 この法律でやります品
目は別表にありますけれども、この別
表に掲げられた品目のほかに合板或い
は清涼飲料水のごときはやはりこの法
律を適用したほうがいいのではないか
と考えるのでありますけれども、そう
いうことになりまして、この品目は只
今のところ農林大臣の所管になつてお
りますので、仮にここに別表に入れる
ということになれば、法案中の通産大

○委員長(竹中七郎君) 只今提案され

ました附帯決議を付することに對しま
して賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中七郎君) 多数と認めま
す。よつて本案は附帯決議を付して可
決すべきものと決定いたしました。

なお本会議におきます委員長長の口
頭報告の内容等、事後の手續は慣例に
よりまして委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと
認めます。

次に本案を可とされましたかたは、
例により順次御署名を願います。

多数意見者署名

松本 昇 結城 安次
中山 三六 中川 以良
小松 正雄 島 清
境野 清雄 西田 隆男
石川 清一 重宗 雄三

○委員長(竹中七郎君) 只今提案され

ました附帯決議を付することに對しま
して賛成のかたの御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中七郎君) 多数と認めま
す。よつて本案は附帯決議を付して可
決すべきものと決定いたしました。

なお本会議におきます委員長長の口
頭報告の内容等、事後の手續は慣例に
よりまして委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと
認めます。

次に本案を可とされましたかたは、
例により順次御署名を願います。

多数意見者署名

松本 昇 結城 安次
中山 三六 中川 以良
小松 正雄 島 清
境野 清雄 西田 隆男
石川 清一 重宗 雄三

臣を主務大臣というように変更しなればならぬわけでありするけれども、提案者にお伺いいたしますのは、こういう合板或いは清涼飲料水をこの法案の品目の中に附加するというに對してどういふふうにお考えになりますか、お伺いいたします。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。小林さんの只今の御質問、毎毎御返事申し上げております通りです。第二条所定の条件を充足ささいたしますならば、それはこの法律を適用して業界安定に役立たして頂きたいと考えております。ただ、今お言葉の通りに主務大臣というように法案そのものを變更いたしました、更に進んで審議院を農林省に置いたりいたします関係上、条文の方をいじらなければならぬのでありまして、非常に各業界におきまして、この法案の成立を渴望いたしております現在の状況から判断いたしますならば、速かに議案を御審議願ひまして、通過さして頂きまして、もう間もなく又次の機会が参りますので、その際において御要望通り、その他の品目につきましても慎重調査の上に法案の改正に取りかからして頂いたほうが、今の状態では最も妥当な方法でないかと提案者の一人といたしまして考えておるような次第でございます。何とぞ一つ御賛同願ひまして、速かに法案の御成立にお力添えをお願い申し上げます。

○小林孝平君 私には折角やるのでありますから、この機会に合板並びに清涼飲料水等をこの中に入れることは望ましいと思つておりますけれども、只今提案者からの御説明によりまして、法案の成立を急ぐというふうな関係もあり、そのために通産、農林両省の所管の問題に關連いたしまして、法文の整理が多少むずかしいというお話でありますから、次の機会に必ずやういう品目を附加できるように法律の改正をして頂くというのをはつきり言明して頂くようにお願いする次第であります。これは通産次官からもお答えを頂きたいと思ひます。大臣からもお答えを頂きたい。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。お言葉の通り、來たる通常国会におきましては御要望の通りに法案を改正いたしますことは、ここにはつきりお約束申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) 御指名がございましたので御答弁申し上げます。御答弁がございまして、只今提案者のほうで御答弁がございまして、御趣旨のほうでも歩調を合せまして、御趣旨のほうにいたしたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。御了承を賜りたいと思ひます。

○石川清一君 閣下として御質問したいのですが、二、三日欠席をいたしておきまして、重複する点があるかと存じますが、今の御答弁から遡つて御質問をいたしたいと思ひます。合板業のことでございますが、只今の御答弁によりまして、手続の面において或いは実施の面において、次の機会にはでき得るというふうな御答弁に伺ひましたが、その通り承知してよろしいですか。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。この問題につきましては再三御返事申し上げていたのでありますが、私たちの立場といたしましては、第二

条所定の条件を充足しておりますならば指定業種を増加して行くと思ひます。これは一向差支えないことであります。ただ繰返して御返事申し上げております通り、主務大臣というふうな条文を直したり、審議院を各省に置かなければならぬやうなことになるたうりたします。今この指定業種のうちの大部分は今日、明日を争うというほどに非常な参つておりますので、成るべく暇をとらずに早く調整組合を作らしてやりたい、こういう気持ちから法案の各所における修正をやつておきます。又衆議院に戻りまして、いろいろな手続が要りますので、取りあへずこれだけは成立させて頂きたい、ひつと通商産業省所管事項のみならず、各省所管に互つて拡張して行きますことについては一向差支えない、こういうふうな御返事申し上げておるのであります。従つてお言葉の通りに、手続におきましても、實際問題にいたしましては、私は次の機会におきまして法案の改正ささいたしますれば、これは差支えないもので、又さうして頂きたいものと考えております。

○石川清一君 独立後における日本の中小企業業が特に貿易部門に重点を置いておるところには、只今のやうな問題が、いわゆる国の権力による統制と、業者の自主的なものが相持ちまして、国内の需要に應じ、或いは貿易の振興という面が起きて來ると存じておりますが、只今の御答弁によりまして、と、さういふやうなものが將來、或いは短期間のうちに一本になりまして、いわゆる主務官庁をきめまして、さういふものをお作りにならなければならぬというふうにお考えになりますか、それとも今まで通り各主務官庁の中において行ふことが、やはり各業界のために、或いは大きく見まして、日本の経済のためにいいと、さういふふうにお考えになりますか、その点をお伺いいたします。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。輸出部門につきましては、先ほど当委員会御審議願ひまして、可決に相成りました輸出取引法案とでも申しましようか、輸出業者の組合を作つて輸出に關する一つの秩序を立てて行くという法律に相成つて参ります。で、今ここに御審議願ひしております特定中小企業業の安定に關する臨時措置法案は、間接的には輸出に影響を及ぼしますが、直接的には国内産業に關する中小企業業の特定部門における混乱を一定の秩序を与えてやつて行くというのが狙ひでございます。輸出産業につきましては、間接になつてございまして、中小企業業におきましては、私説明申上げるまでもなく、ここに大臣も政務次官もおいでになりますから、少し情越なんでもございしますけれども、中小企業全般に對しましては、一応の所管事項を持つております。ただその一応の所管事項でなくて、相当突込んで業種の調整、生産調整とか、出荷数量の調整とかいふものをやつて参ります。ためには、やはり主管官庁の行政が必に必要になつて参ります。さういふ意味合において一応の所管は中小企業業にございまして、本當によりよくやつて参りますためには各省にやはりやつて頂くよりほかにない、さういたしますと、先ほど申し上げましたやうに、単一業種でありまして、その所管官

庁においても審議院を作つて統制して頂かなければならぬということになるので、目下の状態におきましては非常に、下世話に申します厄介だというので申上げたのでございします。

○石川清一君 大分答弁が内容に入りまして、非常に困難だ、さういふやうに承わりますが、それは合板業が農林省の所管の下に二条に基く調整的機關、さういふことは提案者としてはウエイトの面から見て大體受當だ、さういふふうにお考えになりますか、それとも或る程度の話し合いをしまして、現在の通産省の管轄行政下に入れまして、便法として入れて扱うことがスムーズにこの特別法案の中に合板業を入れ得るというふうにお考えになりますか、お尋ねいたします。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。只今の御質問でございまして、私は調整組合を作つて頂いて、それで救えるものなら救つて差上げたのであります。どういたしまするか、各省の所管と申しますものは、私たちが考へては深き問題でございまして、先ほど來専門員のかたにもお願い申し上げまして、農林委員会の専門員から主務官庁のほうに交渉して、できればここに業種を指定いたしましてさうしてそれから先に各省の所管事務の調整をやればいいのではないかと、さう申上げたのですが、法律を直して合板については指定業種にして欲しいが法律を直してくれ、さういふやうな御要求だつたもので、取りあへずこの法案を御審議願ひて、次の機会に必ず御要望に應ずるやうに法律を改正しておきたい、さう御

らばならぬというふうにお考えになりますか、それとも今まで通り各主務官庁の中において行ふことが、やはり各業界のために、或いは大きく見まして、日本の経済のためにいいと、さういふふうにお考えになりますか、その点をお伺いいたします。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。輸出部門につきましては、先ほど当委員会御審議願ひまして、可決に相成りました輸出取引法案とでも申しましようか、輸出業者の組合を作つて輸出に關する一つの秩序を立てて行くという法律に相成つて参ります。で、今ここに御審議願ひしております特定中小企業業の安定に關する臨時措置法案は、間接的には輸出に影響を及ぼしますが、直接的には国内産業に關する中小企業業の特定部門における混乱を一定の秩序を与えてやつて行くというのが狙ひでございます。輸出産業につきましては、間接になつてございまして、中小企業業におきましては、私説明申上げるまでもなく、ここに大臣も政務次官もおいでになりますから、少し情越なんでもございしますけれども、中小企業全般に對しましては、一応の所管事項を持つております。ただその一応の所管事項でなくて、相当突込んで業種の調整、生産調整とか、出荷数量の調整とかいふものをやつて参ります。ためには、やはり主管官庁の行政が必に必要になつて参ります。さういふ意味合において一応の所管は中小企業業にございまして、本當によりよくやつて参りますためには各省にやはりやつて頂くよりほかにない、さういたしますと、先ほど申し上げましたやうに、単一業種でありまして、その所管官

ります。絶対的の、いわゆる或る意味における生産過剰をしておる。そこへ以て来てポンドの問題から、外国の商売、貿易が非常に思わしくないというので、これは二重の生産過剰状態が起きておられますので、調整規程の作り方によりまして、小さいものも一律に悪平等に生産制限をするというようなことは、私は調整規程認可の際においてチェックすればいいのであつて、少くとも現在の状態においては、今この法律に掲げてあります、別表に掲げてあります指定業種につきましては、或る程度の生産制限をいたしますならば業界安定も期待し得られますし、先々貿易の伸張に従つて、又次の打つ手が見付かるに違ひない、現在の状態においては何としても一応の消極的な方法ではあります。生産調節によつて一応の市場の安定を与えるのが一番いいんだ、こういうふうに私たち考えたものですから、今のような法案を御審議願うよう次第に相成つたようなわけでございます。

○委員外議員(永井純一郎君) 私が申上げるのは、その考え方が非常に大ざつぱ過ぎる、そういう考え方で、ただ法律を作ることは非常にその迷惑をこうむる人のほうが多いのではないかと、いうことを心配するのです。それは何故かと言いますと、今あなたがおっしゃる通りに生産過剰の原因は私はいろいろあると思うのです。これは特に政治的な影響があるから、これは一応別問題として、今日生産過剰の現象があるわけですが、そこでその生産過剰だということ制限をすることによつて直ちに自分たちが食えなくなるというものがある。ところが一方において

はその生産制限をすることによつて利益を得るという面があると思う、そこで業種別にそれは経営の規模を検討して、私の考え方としては、大きなものの生産者の分の制限は、或るケース以下のものは、そのきめ方がむずかしいと思うが、或るケース以下のものは生産制限をしないで価格が維持されて行つて、中小企業の利益が損なうということこそやらなければ、ただ一律に生産制限をやれば、その生産制限によつて一番よくなくて痛い目に会ふのはむしろ中小企業者だということになつてしまふから、その点は私は大ざつぱ過ぎるのじゃないか、この立法では逆にもつとちやんと段階を付けて、これから以下は生産制限をしなくてもいいんだ、これ以上の生産をするものはその分について生産制限をするということとを具体的にやらなさい、この立法するところの目的が私は逆になりやせんか、こういう心配から、そのケースを示して欲しいというのです。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。今の問題は永井さんと同様の趣旨であつたらうと思つてあります。が、零細企業の問題をどういうふうにか、考えるか、こういう御質問がしばしばあつたのでございます。私も同様に考へております。生産調節と申しまして、例へば機械につきましても、五百台持つたものも一割、五台持つたものも一割というような生産調節をやらずのではありません、或る程度の段階を付けて零細企業を保護するように、これは調整規程認可の際においては十分注意してあらなければならぬと思つております。そういう意味において、ほかの法律と違ひまして、この審議会におきまし

ては単なる生産業者の意向だけで、いわゆる自分の立場を保護するほうに陥らないように審議会を十分に各界の代表者を入れて、そして出た結論について通産大臣はその意見も尊重せなければならぬという異なつた規定をやつておるのでございませう。お言葉のようなことは私たち当初から考へておるのであります。零細企業について十分の保護を得るような法律を布くように考へてゐるつもりでございます。

○委員外議員(永井純一郎君) つもりじやわからぬんですが、ですから大ざつぱ過ぎると私は申上げるんで、若しお答えがなければ通産当局の誰か、次官だか、局長でもいいですが、今私が申上げることは生産を制限をすることと、そのことによつて値上りをするということとのプラス、マイナスが生産制限したことによつて値上りするということの、値上りしなくとも価格を維持する、値下りを防ぐということのプラス、マイナスをやつて見ると、或る一定のケース以下の中小企業者はマイナスのほう負担になると思ふ。その或るケース以上のものがこの利益を受け、それも相当大規模のものでなければ、生産制限をやることによつての利益といふものは私はないと思ふ。中小企業といふのは、農業も同じですが、生業といふか企業になつていないようなものが多い、二十人か三十人雇つておるものが……。そういう点をもつと具體的に研究して明らかにして、両者が、特に中小企業と言われる一定ケース以下のものが救えるような手の届いたものでないか、これは非常に杜撰なものじゃないかというふうに思ふので

す。そのケースは一体どの程度のものからか生産制限をして価格を維持することによつて、而もその価格は消費者の利益を著るしく害しないような程度にとどめなければならぬ、やたらに上げることはこの法律ではできないのだから、どの程度のものからかはこの利益を受け、どの程度のものを受けないか、却つてマイナスになるということをここで明らかに数字的に我々に示して御説明を願ひたい、こう思ふのですが、それが困難であれば、私は委員外のことでもあつて、一応止むを得ないと思ひますがね。

○衆議院議員(南好雄君) 御尤もの御質問と存じます。中小企業のいわゆる別表に掲げられた業種についての御趣旨のような法律を作りますことといたしますならば、これは非常に煩雑な規定というものは、規定するたに窮屈なものとなつて参りますから非常に法律の規定として限ります。従つて法律の規定として限りますならば、要するに今の言葉はこれは行政の内容だろうと思ふのでございませう。この組合をどうやつて指導して参りますか、要するに主管官庁の行政の内容が適当であれば、私は御質問の程度のもは或る程度行くと思ふのでございませう。非常にドラステックになつて参りますならば、御質問のような欠陥も生じて参りますようにけれども、中小企業の所管官庁もございませうので、各業態に通じての相当の調査もあるものでございませうから、輿論の動き、それから業態の実態の落着き方、そういうものを勘案いたしまして、同じく生産調整をやるにいたしまして、各業種に違つたいいわゆる動き方をして参るものと、

こういうふうにか考へるのでございませう。それを規定に現わして参りますと申しますことは、ちよつとなか／＼私には法律の規定に書くことは困難じやないか、こういうふうにか考へますので、一応客観的に、抽象的に生産調節という言葉を、あとは行政の内容に譲つてある、こういうことになつてゐるわけでございます。

○委員外議員(永井純一郎君) ところがそういう理窟が通らないようにこの法律ができておるのです、工合悪いことには……。というのは、何故かといふと、この調整組合を作る場合に相当大規模のと言ひます。大きな部門の企業者がこれに入り得るということに法律的になつておる。そうなりまうと、私が心配するような調整組合の運営上も、調整規程を作る場合にも起つて来る、つまりその中の大きなものが生産制限をやつて価格を維持することによつて利益を得るケース以上のものによつてその調整組合が牛耳られてしまふ、その牛耳ることをこの法律は許しておるというところに法律上なつてしまふ。あなたが言われるような行政上の裁量の余地といふことはここではないわけですが、ですから或る一定ケースといふものを具体的につかまえて、中小企業は中小企業のいふ／＼なケースの実体の数字を持つておるでしようし、こういう企業のこいつたものは適正、こいつた状態のものは適正経営の規模だといふような調査もたつきあるはずだ。そういう数字を基礎にしてきつちとした数字で以てこの法律がこの数字と合ふようになつていない限り、ただ大ざつぱに相当大きなものもこれに入れて行くということに組合

がなつてゐるから、先ほど来の心配が法律上除かれておらない、こういうふうには言ひかねるがね。

○参議院議員(南好雄君) お答え申上げます。だん／＼の御質問でございますが、戦前の組合法におきましては、生産設備の対象によつて議決権が違つてゐた。そういう場合には法律上に見ますならば、御質問のような弊害も出て参るのではありませんが、戦後の法律におきましては、議決権平等の原則で、例えば議決権を千分持った人も議決権一票、五分持った人も一票でございます。むしろ私はこの法律を運用することによつて不当に大きな人が多数決によつて抑えられるかも知れないという心配をもちてゐるくらいに、少数者のいわゆる小さな規模の業態のかた／＼を十分保護してゐるのでございます。ですから永井さんが御心配になるようなことは、一応規定の上におきましては実質上力を持つておつて左右するといふ点は、これは私は避けられんこともありましようとも考えますが、法律的に見るならば議決権が平等である、生産の規模、それから身代の規模によつて議決権が違つてゐないといふことで、やはり何と申しましても、自分のことは自分が一番よく知つておるし、自分が一番保護をしなければいけないのでありますから、その維持育成において議決権平等といふことを確立してございますれば、或る程度の御心配は除かれるんじゃないか、こういうふうには考へております。

○委員外議員(永井純一郎君) そこで表決権が平等だといふことは、戦時中の統制組合とか何とかがいふより、それはいいと思う。ところがそのことに

よつてはやはり救えないのであつて、力のあゝものが牛耳るのはこのような業界では明らかなんです。そこで私が言ひたいのは、あなたの趣旨を更に突進めて立法化するならば、これは私もござつと考へてゐる話ですが、例えばAケースの調整組合、Bケースの調整組合、Cケースの調整組合といふふう

に、もう少し一本でなくて、一本に大きいやつも小さいやつも入るのでなくて、もう少し分けて作るほうがもつといいのではないかと、私は私を私に考へるわけなんです。でないと、私が言うようなことが安心ならない。そういうふう

に細かく分けて、或る程度細かく分けて経営の実体に向つて生産制限なり、或いは価格の維持なりが考へられないと、救おうと思つておる人が救われなくてマイナスを負担しなければならぬことになると思ふので、その心配はありませんか、これ

で……。

○参議院議員(南好雄君) お答え申上げます。調整組合は要するに生産制限が全般的に行くと、いふところにいわゆる効果があるの、ございまして、積極的な事業をするとか、積極的ないふ／＼なことをやるということになりますと、これはすでに御審議願つて成立しております。中小企業等協同組合法による組合でやつて行く、これは千差万別で、丁度相似よつた規模の連中が集まつて一つやつて行く、こういうふうな生産調節といふようなものをやる場合は、これはできるだけ何と申しますか、一般的になる、そういうところを狙わなければいけないのであつて、小さな組合が幾つもあつてそれがやつて参りますといふことになりまうと、これはなか／＼そんな

に簡単に済んでしまつて、むしろ今の中小企業等協同組合法による組合でも生産制限はできるのでござい

ます。ところがなぜできるのかかわらずそれが行われなかつたか、と申しますと、例えば福井県だけやりましたと、石川

県でじやん／＼作れば何にもならんし、石川県なり福井県が共同してやつても、群馬県や京都がやれば何にもならんといふので、一時はやつたのです

が、ものの一週間経たなうちに生産制限が崩れて行く。こういうところに中小企業の持つてゐる特別な特質があるの、ございまして。それを救うためにこの種のいわゆる法律が現下の状況にお

いては絶対必要ではないか、こう考へましたもので、御提案、御審議を願つておるわけでございます。

○委員外議員(永井純一郎君) それでは更に一つ進んで、若しダブつておつたら、さうおつて下さい。生産制限を行なつて失業者が出る、その

場合の労働者の保護についてでありま

すが、幾らか操短する場合の予告だとか、優先再雇用だとかいう規定がこの中に少しあるようですが、その他中小企業の場合には非常に先ほど言つた

うに経営が困難ですから、その解雇された場合の今後経費だとか、手当だとか、最低賃金、賃金の問題だとか、事

実上なか／＼基準法があつても行われ

ていない。生産制限があつて失業者が

出る場合にはなお更です。そういうた

場合のこれは具体的な救済策といふこ

とはどういふことになるか。

○参議院議員(南好雄君) お答え申上げます。御質問は参議院におきまして

も、当委員会におきましても、しばし

ば出たのでございまして。中小企業の労働者であるから特別に保護せよとい

う言葉のように私承つておらずに、

一般的の労働対策としてどうか。こ

う御趣旨のように拝聴いたしますな

らば、この法律は一般のいわゆる労働

対策についての特別法をなしてござ

いせんのです。むしろ特別法をなして

おる部分につきましては、できるだけ中

小企業の実体に応じて労働者を保護す

るようになつていふ心配の規定を置

いたわけなんです。昨日も小林委員からその点

御質問ございましたが、中小企

業は永井さんのお言葉がありますけれ

ども、大企業と違ひまして、労使の対

立が大企業ほど切実ではございませ

ん、割方非常に家族的に行つておるの

でございまして。これは社会党の議員の

かたも十分認めて頂いておるのでござ

いまして、中小企業の部門におきまし

ては、労使の協調は大企業と違ひまし

て、非常にうまく行つてゐるものであ

ります。ただ心配なのは、この法律の

二十九条によつて法的に生産制限をす

るような場合はそれを一項で……。自分の苦しい状態はけ口にする虞れがないかといふ御質問もありましたので、そういう場合におきましても、如何なる場合におきましても労働基準法、それから失業保険法の適用はございまして、その程度の保護で現在のところは御満足願はないと、業態自身が非常に困難で生産制限までして自分の利益を守ろう、こういう状態をございまして、それに積極的のいわゆる労働対策の規定を設けましても、私はなか／＼困難じゃないか、こういうふうには考へて、その場合においては個々の業態の労働協約によつてき

まるものはいま、それによつてきまらんものは一般的のいわゆる失業保険法とか、或いは労働基準法の適用によつて救済してもらふ、こういうふうな段取りに基いて昨日も労働省の課長が参りまして、その通り返事を参つたやうな次第でございまして。

○委員外議員(永井純一郎君) その他二、三にありますが、恐らくこれらは、例えは何故業種を法定したかといふたやうなことは、恐らくこれは今

まで質問があつたと思ひますので、一

応これで打ち切ります。

○島清君 提案者にお願ひをします

が、これは先般の委員会と同僚の小林

議員からも質問がなされたやうでござ

いまして、今御承知の通り労働問題で紛争の多いのはやつぱり中小企業の工場なんです。そこで本法案が実施されまして調整組合等といふものが結成をされて、更にこの法律の裏付として労働者の解雇が自由にできるといふやうな一応方便的なものができるといふしますと、成るほど今の労働問題は中小企業の間には多うございましてけれども、併し又もつと進んだ前進をいたすかたもあるわけでありまして、それには労働者とそれから企業者が対立した関係においては企業の健全なる補助育成ができないから、労働者も経営者側の立場を了解して、両者一体になつて産業を防衛して行こう、守つて行こう、こういう日本的な行き方が現われて参つてゐるのであります。これに便法的に使われまして、解雇等といふものが行われるといふことになりますると、折角芽生えておるといふところの日本的な芽がこゝで踏み

○衆議院議員(南好雄君) その点も私たち法律を作っている際におきましては十分考慮したのでございます。毎々お答え申上げておりますように、中小企業の面におきましては、大きな企業におきまするのと違ひまして、割かた一方的に見ますなら封建的という言葉が当るのかも知れませんが、割かた家族的のものが多いのでございます。そ

下げて申しますならば、今のままにして放つて置かならば、たとえどれほどの労働基準法の規定がございまして、企業自身が倒壊してしまえば、これはおのずからどうにもならん、こういうようなことにもなりますので、最低限度において企業を安定させてやろう、こういう考えからこの法案を作つたのでございまして、私この法案を作つたために特別に労働者に対して辛い結果が生ずるというようなことは、まあ今までのところいろいろ調査した結果から判断いたしますならば、万々あるまいというふうな気がいたしますのでございしますが。

○島清君 それはどうも南さん了解に
にくいですね。南さんも労働問題とい
うところに思いを馳せられまして、何
か法案の第二条でございますか、中を
聞きますればわかりますが、そういう
問題を謳つておられるわけですね。
法案の中にあるのですよ、労働問題
が……。例えば二十三条に調整組合の
組合員たる事業主は、調整規程の実施

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。二十三条のみならず十七条におきましても、生産調整をやる場合には、少くとも十五日前に労務者、従業員にわかるように予告せよという規定もありますので、この法律におきましては、他の法律と違ひまして、労務対策につきましては許す限りにおいて、気を配っておるのでございます。で、私の申上げておりますのは、今のまま

に放置しておきますならば、元も子もなくなつて、そうして究極の場合は却つて勞務者に対して非常な不幸なことになつて参ると、こういうことを申し上げたんであつて、その半面におきましては、こういう法律ができることによつて或る程度の却つて勞務対策が促進されるんじゃないかと、こういうことを半面的に申上げたのであります。立案當時以来勞務者に対する考え方といひましては、私たちはこういう經濟立法の中にないような規定を入れて、細かにできるだけの氣を配つているということを申上げたのであります。

○島清君 私の御質問申上げておる要

ればならないというところにぼやかしてあるですね。だから事業主は労働者に対して、この法律に基いて離職を或いは要求することもできるし、それをさせることもできるのであります。景気が回復をして事業が拡張できるというようになると、新採用については首切られた前の従業員に對しては、ただ努めなければならぬというぼやかしの規定しかないということ、これが労働者の首切りの道具に使われるのじやないかと心配するのですが、そうじやないとおつしやるならば、二十三条に雇い入れるように努めなければならぬということに努めるといふようなことは私は必要だと思ひますが、これをどうしてここにぼかしてお入れになつたかどうかを御説明願ひたいと思ひます。

○衆議院議員(南好雄君) お答えいたします。この中小企業の実際につきましては、御承知の通り何と申しますが、新しい職工、新しいいいわゆる労働者と申しまするのは、企業の実態から見ますと、企業主から見しても、そう歓迎する状態ではないのだと私は思っております。当然生産調節なんかやりました、一時休業いたすようなことがございまして、その休業期間中の給与の問題なんぞは、昨日も小林さんから御質問があつたのであります。が、それは大企業者の状態における労働の団体協約によつてきまつて参るののですが、そういうような場合は、若し景気が戻りまして、新らしく生産を増して行くというような場合には、法律の規定がなくとも当然従前の連中を雇つて行くのが今までの実情なんでございますから、そう何と申しますか、当

該職職者の希望によつてその者を優先的に雇い入れなければならぬといふいゝゆる強行法規にしろくても、二十三條のような、いゝゆる努めなければならぬ程度で十分所期の目的を達して行くのではないか、お言葉のようにぼかしたのではなくて、企業の実態から考えまして、この程度でお言葉のような結果になつて行く、こゝういふように私たちは考へてゐるのでございます。

○奥澤君 それは私はさういふような事態で労働者の諸君が一時職場を離れなければならぬ場合、併し私は離れる場合には当然に歸る權利といふものを法律の上に確保してやらなければならぬと思ふのです。これは確保されていふのですね。だから私はこれを稱してぼやかしてゐるのだといふことを質問してゐるわけなんですが、まあこれはどうですか、私からこゝういふふうに指摘されますと、そのぼやかしをもつと明確にこれを歸る權利を確立してゐる。そうするならば、私は努めるといふようなことはこれは必要だと思ふのですね。これは削つたほうがいいのじやないか、むしろ削るべきじやないかと思ふのですが、どうですか、それに対しましては……。

○衆議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。大体再雇用の問題にいたしまして、それから離職の問題にいたしまして、これは一般的に労働立法で行くべきものであつて、この種特別法でさういふ一般労働法規に特別法のことを規定して参りますことは、まあどういふものだらうかといふ話もありまして、二十三條のような規定になつたのでございまして……、と言つて中小企業の実態は、御承知の通り大企

つて切開いて行く、こういう考え方からこの法律ができていますのでござい

○農務省 提案者は石川同僚議員が質問した場合に、相当この法律には不備がある。又以前から相当杜撰なものであるということをお認めになつて、よりであります。更に一応この法律は通してまいりたい。通したあとで又改正して行くじやないかというふうな、こういうふうな願うだけだ、非常に正直で率直な御答弁を頂いているわけなんです、これはあれでござい

○農務院議員(南好雄君) お答え申し上げます。御承知の通り只今の中小企業等協同組合法による組合も生産制限ができる。ところが何故それが生産制限が実際問題としてできないかと申上げますと、御承知の通り独禁法と事業者団体法がございまして、つまり生産制限のようものを本当に効果のあるようにやろうといたしますと独禁法違反になつて参ります。そこで御承知の通り福井や石川の絹、人絹のごときは製品が原糸よりも安いのであります。何故やるかと言つてもやつています。こういうことは長く続かすべきものでもなければ、又長く続いていることによつて本当に国民のいわゆる中産階級に当る人たちが続々倒産していることも島さんよく御存じのことと考えまして、そういう独禁法や事業者団体法の例外規定にないような、こういう法律を一

日も早く作つてやつて、そうしていわゆる急場のあれを助けてやる、こういうのが一番最初に私ども法律を作ろうとした動機なんです。今の状態におきましては、独禁法や事業者団体法の例外規定にないという調整組合のようものを作つてやるのでなければ、私の考えでは到底救えないのじやないか、こういうふうな考えているので、成るべく速かに御審議の上一日も早く法律案を通して頂くようにお願いしているようなわけなんです。

○農務院議員(南好雄君) お答え申し上げます。そのお気持はよくわかるので、中小企業者の諸君もおつしやる通り破産、倒産で嵐の前の、嵐前の灯みたいな状態に置かれておられます。で、何でも議会で中小企業という言葉を使つただけで、何かしら非常に救われたような安心感を持つのです。ところがこの法律が実施された場合に、実際に政府がこの法律に基いて中小企業者に救いの手を差伸べられるという物質的な、財政的な裏付けというものは一体どのくらいですか。

からこの上に金を出して行くということも非常にやかましくなるというので、金融的に詰つて倒産なんかも一部分は促進されているというふうな実情も見受けられるのでございます。そこで一応の腰だめが出て、その業界が安定して参りますならば、私は金融機関もどうせ貸すのが商売でございしますから、安全と見ればどん／＼金を出してくれ。それによつて業界も自然的に安定の度を又増して来る、こういうふうな考えているのでございします。

○農務院議員(南好雄君) お答え申し上げます。例えは中小企業の安定を図るために企業の合理化をしなければならぬ、こういうことも謳われて参つたわけですが、企業の合理化と言いますと、直ちに資本家と言いますか、事業者側と言いますか、そういう方々、がそれを同意語のごとくに、すぐ首切りが始まる。日本のように企業の合理化といふことは、裏を返せば従業者を整理することのようになり、そういうふうなうちに金が振られて来たわけなんです。ところがそういうふうな状態では今日労働者は基本的な人権が、或いは又労働三法等の規定によつて相当拡充されている場合に、それもややかねないもので、実際はお察しするに事業者の諸君も困つておられたと思うのです。ところが困つておられる状態、例えは福井の例をとれば、福井の労働組合の諸君が本委員会に來まして、福井の絹、人絹の苦境を打開してもらいたいというふうな、労働組合側から率先いたしまして本委員会に陳情して、是非一つその事業を救つてもらいたいという請願、陳情がわざわざあつたのです。ところが福井の事業者側はこれに同調しないばかりでは

なくして、この労働者のそういう事業の救済対策に對しましてむしろ反対をしているというふうな傾向があつたのです。私はこの法案の裏には、この労働組合側のはが労働一体になつてその事業を守つて行こう、防衛して行こうというふうな動きに對して、そうじやなくて、事業を守つて行くためには労働者を整理しなければならぬのだというふうな考え方に基づくものが大半この法案の趣旨としていっているところじやないか、そういうふうな疑いを私は持つて行かなくてはならぬ。どうも南さんの御説明を承りました。でも、この疑いを私が了解する程度の御説明を承わつてないわけなんです、私やつぱり今日日本が国内的にも行詰り、貿易的にも行詰つて行詰つた場合には、これを一人の犠牲においてしわ寄せをして産業防衛をしよという考え方よりも、こゝろなりますと、やはり八時間働いたものも九時間働いて、九人で食えるものを十人で食つて行くのだというふうな、国内的にはそういう人間の、家族的な気持がなければ、私は中小企業と言わず日本の企業を守つて行くことはできないのだ。それは貿易政策の余力を得まして、東南アジア或いは中央貿易等が盛んになりまして、日本の製品がどん／＼輸出され、更に日本の必要とされるところの資材が諸外国から入つて来る。安いものが入つて来るというふうな状態になれば話は別でございまして、そういう道を封じておいて、そこで企業が困ると、それは直ちに労働者のほうにしわ寄せして行く。そうしてそれを守つて行く道は結局従業員の整理しかない。こういうふうな貧困な産業政策、中小企業対策

というふうなものはどうかというふうな疑いを持つて行かなくてはならぬ。願わくばこういう非常に大ざつたものの考え方に対する責任と言つていいの、何かわかりませんが、こういうものを納得の行くように御説明が願えるならば、幸い南さん福井の例をとられましたので、私は福井の例を申上げたのですが、そういうものも含めて、我々の納得するような御説明が煩わせるならば大変仕合せだと思ひます。

○農務院議員(南好雄君) お答え申し上げます。御納得の行く説明ができるかどうかは存じませんが、この法律を作る場合におきまして、これは単に私たち同僚だけで作つたのではないのでございまして、事実上指定業種に當嵌るような業界のかた／＼も来て参画して頂きまして、それから福井、石川の労働団体のかた／＼も私のところに来て頂いて、そうして相共にこの法案を練つたのでございします。中小企業の実態におきましては、今御質問になりましたように、紡績業者の労働状態と違ひまして、現在におきましては職首しなればならぬような、そういう余分の労働者を抱えている状態は福井、石川にはございしません。精一杯切詰められた状態で、そうしてやる場合には、全体の機能がとまるという状態に迫られたからと申して、従つてこの法律が出たからと申して、私は特別に犠牲が生じて行くというふうなことは万あるまい、こういう観念で、こういう考え方でお答え申上げていますのでございします。むしろ業界が安定すれば、或る程度安定して参りますならば、そのうち海外の日本の商品を買つて行くと

いろいろな市況では、日本の品物を買って売るまでに、又次に買った人が下つて行くというので、バキスタンあたりの綿織物を、いわゆる日本の品物を買っているかたは、非常にたくさん倒産者が出たという話も聞いておられますように、輸出を増進する上においても業界の或る程度の安定というものは是非とも必要だ。併しそれをやるうといいたしますと、悲しいかな独禁法や事業者団体法によつて非常に実効のある生産制限ができない。古い私たちが郷里の或いは福井県の業界のかたがたに聞きますが、絹、人絹の業をやりました、三、四十年やつていますが、今までに或る程度の業界の申合せによつて生産制限をやりますと、すぐに業界が安定したものであるが、最近は一週間やつても十日やつても、実際に守つてくれないし、それが市場に的確に反映してくれないといつて非常に困つてゐる。これは昔の組合法によりまして、或る程度強制力を持つてゐるのでありますが、今の中小企業等協同組合法による調整の程度では、私は全般的生産制限というものはできない。そこでどうするかという事になつて、止むを得ず今お手許に御審議願つておりますような調整組合によつて、いわゆるセルフ・コントロールで事業をし、これに足らないところは官がこれに力を貸すことによつて実効のある生産制限をするという段取りになつたのであります。私は福井や石川や静岡や愛知や京都というような繊維関係の産業のあるところにおきましては、この法律によつて或る程度の業界の腰だめ安定は必ず期待できるものと、こういうふうに考へてゐるような

わけなのでございしますが、ちよつと甘んじても知れませんが……。

○小林孝平君 この法案を見ますと、調整命令が効力を発したのちにおいて新規に事業を始めるものは、それを抑制する規定がないのですけれども、これはなぜかという規定を置いておかないのですか。そういう必要がないのかどうか。ところがこの参議院の附帯決議を見ますと、その第四項に「調整命令が効力を有する期間に限り、指定業種に属する事業の新規開業に付いてはこれを抑制するため、適当な方法を講ずること。」、こういうような附帯決議も付いてゐるのでありますが、提案者はこの法律を立案される際には、そういう必要を認められなかつたのかどうかをお伺いいたします。

○参議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。法律的に、理論的に考えますならば、小林さんの御質問の通り、そういう規定が欲しいのでございします。が併し、現在の中小企業の実態の段階におきましては、調整組合を作ることにより、通産大臣がこれに法的拘束力を与えますならば、日本全国全部これに従わなければならぬという事になりますが、そういう新しく事業を始めるようなものがありまして、当然その制限に従つて行くという事になつて、今のように製品が原糸より安いという様な状態に新しく事業を始めるような、そういう業界の実情に暗い人もないので、国民の営業自由の原則を制限すると申しますことは非常に重大な問題でありますから、法律実施の状況に勘案いたしまして、そういう場合が起りましたも、又法律を改正してやつて行くのであつ

て、こういう場合もあるだろう、ああいう場合もあるだろうといつて基本人権と言われているような営業自由の原則をここで禁止して行くのはどうかという様な提案者仲間の議論もございましたので、一応はこの法案から除いてございします。併し理論的には小林さんの御質問のように、そういう場合があれば却つていいという様なことも考えられますのでありますが、何と申しましても、これは非常に大きな法律上の特別の意味を持つておりますので、やりますならば、もう一遍実施状況を調べてみましてからやつても遅くないであらう、こういう議論も一理あります。また、この法案からそういう規定を除いたのであります。

○小林孝平君 今例に挙げられました業種については、そういうことがあるかも知れませんが、私はこの十二品目、今後更に追加を予想されるような品目について考えれば、新規に事業を始めるかも知れないという様なことは考えられないと思ふのです。そういうことになれば、やはり非常にこれは不備ではないか、非常に不備だといふことを認められたから、附帯決議の第四項が挿入されたのだと思ふますが、ここでこの第四の「適当な方法を講ずること。」、この適当な方法とはどういふことを考へてゐるのですか。

○参議院議員(南好雄君) お答え申し上げます。附帯決議の条項は今後そういう実情が若し生じたやうな場合、そういうやうな場合におきましては、私たちがみずから進んで法律の改正をやるのも一つの方法でございしますし、政府みずからこの法律を改正するののも一つの方法と思ひます。その状態に

じて適当な方法を講じて、そうしてやつて行く。何と申しましたも、営業の自由を制限するといふやうなことは、よほど実質的な現象が起きた場合においてのみ皆方方のいわゆる御賛同を要するのであつて、これは理論的にそういうこともあるだろうといふことによつて法律をこしらへて行くことには、多少理論に走り過ぎるというやうなことも考えられましたので、現在の段階におきましては、こういう状態の法律が最も妥当ではないかといふことで附帯決議に付けたのでございします。

○小林孝平君 ちよつと今聞き落したのでありますけれども、そういういたしますと、適当な方法を講ずることといふのは、要するに法律改正によつて新規の事業をやることを抑制するといふやうな方法を講ずるといふことを考へてゐるわけではございしますか。

○参議院議員(南好雄君) お答えいたします。そういう場合にはそういうやうにやるよりほかにない、こういうふうに考へております。

○小林孝平君 そのほかどういふ方法があるのですか。殊に適当な方法といふのは具体的に何を考へてゐるのですか。今、一点は法律を改正する、そのほかはどういふ……、ただこれは何かそういうこともやらなければならぬから、ちよつと書いてみたという程度のものをのなんですか。或いは具体的に法律を改正することが一点、そのほかどういふこと……、そういうことをやる方法があるのですか、ないのですか。

○参議院議員(南好雄君) お答えいたします。ちよつとその決議案を私持合しておらないのでございします。

○政府委員(本間俊一君) 或いは私の御説明で御満足が行かないかも知れませんが、御指摘もありましたように、非常な不況が長期に予想せられれば、止むなく生産の調節をしなければならぬといふか、いわば非常の事態なのでございしますから、その際既存の業者が操業を短縮いたしておりますときに、新らしい業者が新しい設備をどん／＼して行くといふやうなことは、御指摘もありましたやうに非常な矛盾もあるわけではございします。そこで最初に新設をいたします場合には明らかに許可を必要とするやうなふうにしたかどうかといふやうな意見もあつたわけではございします。それから又新設を禁止するやうな立法措置を講じたらどうか、条文を付けたらどうかといふやうな議論も実はあつたわけではございしますが、いろいろ公取の關係その他もございまして、提案者のほうではこの程度の条文にいたしたと思ひますが、只今提案者のほうから御説明がありまして、生産の調節をいたします側のほうから言へば、非常に問題だといふやうな場合には立法をいたしまして、その法律によりまして措置をするといふことが、これが一番妥当だと私は考へるわけではございします。そのほか何か有効な方法があるかといふお尋ねでございしますが、例えば綿の問題或いは人絹の問題もございしますが、御承知のやうに綿の關係で申しますと、原綿の割当その他或いは電氣の關係その他で、これはいい、悪いは別でございしますが、行政的に多少そういうやうなものを抑制するやうなことはできるわけではございします。ただそれをいたして

いか或いは悪いかというような議論はあろうかと思いますが、行政的にも多少抑えるような措置はできるということはお答えができるかと思うのでございませう。この趣旨はどういう意味合になつておりますか、私的的確にはお答えできませんが、そういうような場合も考慮いたしまして、若しそういうような場合があれば、原綿の割当その他でやはり調節をすることがいいのじやないかというやうな意味合も実は含まれてゐるのじやないかというふうに考えましたので、補足的に私のほうからその旨だけお答えいたしたいと思つてございませう。

○委員長(竹中七郎君) では今、先ほど永井さんから御注文の公取委員会事務局の総務部長古内広雄君が出席されましたから、そちらのほうに御質問願ひます。

○委員外議員(永井純一郎君) それでは折角公取から見えたようですから、時間ありませんし、一点だけ簡単に尋ねたいと思ひますが、これは独禁法との関係ですが、独禁法の建前から経済政策としてでなしにお答え願へれば結構なんですが、独禁法の建前からしまして、法律的にはまあこういうふうな特別な法律を作つてしまふは、当然その法律があるから、特別法ですから、その範囲で行けるわけですが、あなたのほうの独禁法の建前から行けば、こういう法律を作つことは好ましくないものであつて、独禁法の建前の中において中小企業対策を若しするところならば、独禁法の建前からは生産を制限をしたり、販路の協定をしたり、価格の統制のごときものをしてたり、特にそれがアウト・サイダーまで及ぶとい

うようなことになることは許されないことだ。従つて独禁法の下で行われるとするならば、価格の安定策等は、例へば政府買上というやうな価格安定策をやるとか、或いは設備の合理化をやるとか、或いはいろいろなことが許されるのであつて、こういうふうなことはもう明らかに独禁法の上からは許されない、法律上……これはいろいろ政治的にいろいろ法律を作つて、特別法として生れるわけですが、私はそう思うのです。そこで法律の問題として、公取はこれを一体どういうふうに考えておられるか。これは輸出組合法然りであり、輸出組合法のほうがもつとひどいように思ふのですが、それを先ず伺ひたいと思ふのですがね。

○政府委員(古内広雄君) 只今おつしやいましたように、経済政策的見地といふ点は余りウエイトを置かないで、法律のな見地から申上げますと、独禁法の規定並びに精神から参りますと、おつしやいましたように、今御説明なさつたように、業者間で話合ひをして生産数量をきめたり、或いはその他の取引条件をきめることは、あらゆる業種についていけないわけでありまして、ただ多少の例外がございまして、非常にネグリジブルな範囲に小さな相互扶助の組合なんかは別といたしまして、全般的に申しなかつて、そういうやり方は一切いけないわけでありまして、やはりその経済政策的な必要がございまして、どうしても価格の協定なり或いは生産数量の制限をやらなければならぬといふ場合については、特別の除外法を作らなければならぬといふのが今までの公正取引委員会の確固たる方針でございませう。従つて輸出

組合法なり或いはその他今までできなかったそれらの特別除外法はそういう精神でできてゐるのでございませう。このたびの特定中小企業安定法も、その経済政策的な見地から特定の中小企業についてこういうやうなことを認める必要があるとするならば、それが支配的な考え方になりますと、やはり我々の法律の見地からはどうしても特別の法律を作つて頂かなければならぬ、こういうふうな態度で臨んだわけでございます。

○委員外議員(永井純一郎君) 特別の法律を作るといふ救済の規定があるのだと言ひますが、ところが更に私は伺ひたいのは、この組合ができたとして、それが戦前の工業組合等のような役割を果すやうな心配が私は今日の日米経済協力の関係で起つて来ると思ふ。それはどういふことかといふと、現に日本の輸出入のバランスは大体特需、新特需で賄つてゐるわけだが、それは先ほど提案者が御説明してゐるよう、採算割で赤字の輸出をしなからやつてゐる。そういうことをやられてゐる、アメリカの経済からして……。そこでこういう組合ができることによつて、それに更に拍車をかける傾向に私は必ずなると思ふ。それは海外に向つてはダンピングをやつて、その償ひを国内価格の引上げによつて行つて行くといふことの役割をこの組合が果たして行くと思ふ。そういうことを行つて行くために海外にはダンピングし、その償ひを国内の販売価格等の協定をして釣上げて行く。そしてこの組合を使つてそういうことをして大規模に行われて行くといふことになつては、この特別法があつても独禁法の建前からは

私は許せないと思ふ。そこまでは独禁法はやはりそういう場合にはそれに及ぼして適用されて行くのじやないか、こう思ふのですが、どうですか、法律的には……。

○政府委員(古内広雄君) その点はこの法律の規定によりますれば、御覧の通り第十六条の第二項に三カ条チェックするモメントをそこに入れてあるわけでございます。その危機を脱するのために必要且つ最小限度の範囲を超えないものであつて、それから不当に差別的であつてはいけないといふことと、消費者の利益を著しく害するものであつてはいけない。この三点が非常に重要な点と存じまして、これは特に私どものほうからも提案者のほうにお願いして、こういうものを特に入れた頂いたのでございませう。問題はただその運用に際して、おつしやいました、只今御指摘になりましたやうな弊害が、ややつと起るやうな情勢があるかも知れませんが、勿論私どもとしては絶対にそういう情勢に注意いたしまして、できるだけフェアに、又その必要に應ずるやうに委員会としても全力を尽したいといふ考えを持つております。

○委員外議員(永井純一郎君) そこで、その限界点ですが、そういう規定があるやうですが、ところが消費者に迷惑を及ぼしてはいかぬといふやうなことは、今日の日米経済協力の関係から行くと及ぼさざるを得ないやうな事態にだん／＼なつて来て、そして国内価格を釣上げる。そしてダンピングが得たドルその他の外貨をアメリカが強要するところの軍需生産資材をそれによつて買わされるというやうな

ことがだん／＼繰返されて悪循環して行けば、今の規定は勿論のこと、独禁法からは許すことのできない大規模な、この法律が予想してゐるやうな小規模なそういう程度のもものではなくして、独禁法そのものから考えなければならぬやうなことになると思ふ。そういう場合にもやつぱり依然としていいのかどうか、そういう場合には独禁法の建前から、法律的にはどうしななければならぬといふやうに考えるのかといふことを聞いてゐる。

○政府委員(古内広雄君) そういう問題になりますと、公取の立場からだけではなかなか問題は解決することができない問題になつて来ると思ふのでありまして、そういう問題になりましたら、これはやはり外交交渉その他のチャネルで大きく一つそういうことのないやうにチェックして頂くよりほかにしようがないと思ひます。

○委員外議員(永井純一郎君) ですから、それを私一番先言つたやうに、そういう問題は貿易の問題になり、外交の問題になるしするから、そういう見地からの回答でなく、法律的な立場の考え方を現在独禁法というものがあつて、その範囲での答えで結構です。

○政府委員(古内広雄君) その今御指摘になりました点を解消する法律的な機構そのものは、現在の独禁法ではまだできておらずといふやうなものでありまして、併しなから一般において御承知のやうに例のITIOの考え方なり、それから国連の経済自立の考え方なり、取引場における非常に独占的な地位を利用しての利益の独占といふことを禁じ

よりという動きが世界に澎湃として起つて来たわけでありまして、日本と今後結ばれる通商協定の交渉などにもそういう点が現われて来るのであります。が、そういう精神を公取委員会としても十分参酌いたしまして、公取に許された範囲内の問題の取扱いにおいてそういう精神を入れて行きたいと思ひます。

○委員外議員(永井純一郎君) 私も詳しく各条文に互つて読んでいないから、独禁法についてもよくわからないが、大体常識から言つて国際経済的に解決しなければならぬ問題があるのはわかるのですが、純粹に法律論として私が想像するところでは、海外ダンピングをや、国内価格の釣上げをやるといふように順次だん／＼これをやつていくと、そうするとこの範囲内においては国内的には法律的に独禁法によつてそれはいつまでも許しておくわけに行かない、こう思ふのですよ、そのときにその他の調節する規定も何も勿論これにもないのだから、私は国内的には独禁法としてはそれに対する措置はできると思ふのですがね、できると思ふのです。それともできないのであれば、全然独禁法というものの存在がこの十二業種についてはないという解釈をとるといふことに、一歩進んでお尋ねしなければならぬ、こうなると思ふのです。

○政府委員(古内広雄君) 只今の御質問にお答えいたします。現在の独禁法を使うといたしますれば、第二条の公正競争方法とはどういふものかということ指定して、それをやらないような規定を設けているのであります。その中に「不当に低い対価を以て、物

資、資金その他の経済上の利益を供給すること」はいけないということになつておりますので、これは主として国内の取引について考えられているのであります。が、この規定あたりを使つて何らか措置できると思ふのです。

○委員外議員(永井純一郎君) 釣上げのときでもすね。

○政府委員(古内広雄君) はあ。

○委員外議員(永井純一郎君) だから結局独禁法はそういう場合に適用し、活動させて行くと、こういうわけですね。

○政府委員(古内広雄君) 同はあ。

○委員外議員(永井純一郎君) そういうお考えなら私はよかろうと思ふのです。無制限にそういうことが行われる場合には独禁法というものがやつぱりあつて、そうして独禁法の精神は生きあつて、そうしてそれによつて規制をして行くということを政府がする、何とか安定措置法との関連で考えをされるならば、まあ私はいいのじやないかと、こう思ふのです。で、公取委員会は勿論これに協議を受けて、全体として輸出取引もそうですが、賛成しておられるのでしうね、勿論……。

○政府委員(古内広雄君) 勿論公正取引委員会としても賛成でございます。

○委員外議員(永井純一郎君) もう大体いいでしょう。余り遅くなるから……。

○委員長(竹中七郎君) これを以ちまして暫時休憩いたします。

午後一時二十六分休憩
〔休憩後開会に至らず〕